

# 静岡大学法科大学院における教育改善のための取組みについての報告書

平成23年9月8日

静岡大学法科大学院 F D 専門委員会

## I 報告書の趣旨

本報告書は、平成23年1月26日以降、平成23年8月までの間に、静岡大学法科大学院において実施された、あるいは実施されることが決定している教育改善のための取組みについて報告するものである。

法曹養成機関である法科大学院においては、より質の高い教育を行うために、不断の教育改善が求められることは当然であるが、特に本報告書で示される教育改善の動機付けとなったものは、以下の2つの事情である。

(1) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による指摘

中央教育審議会法科大学院特別委員会は、平成23年1月26日「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」を発表した。この中で、本法科大学院は、以下の指摘を受けた。

入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。

F D 活動については、様々な改善が検討されているが、具体的方策を実施するまでには至っておらず、早急に組織的取組を実施することが必要である。

授業内容・方法、成績評価等について、教員間で共通の認識の下に取り組まれていない。

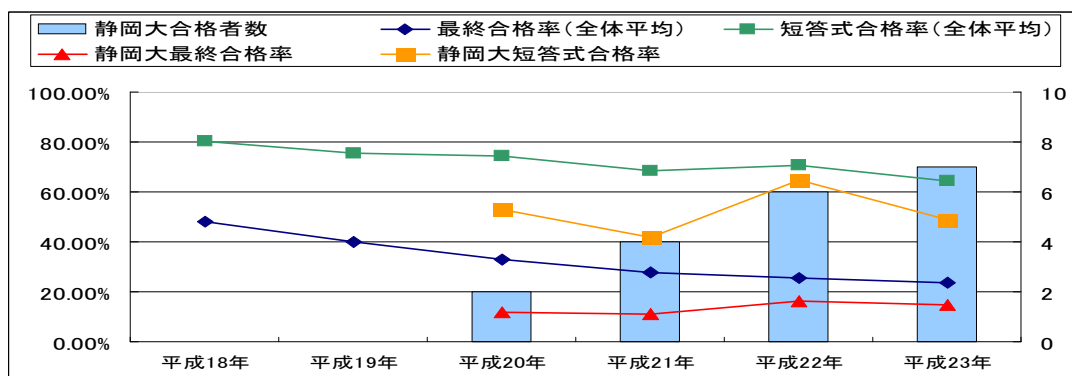
指摘した事項に関する改善が全体的に進んでいるとは言い難く、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。

本法科大学院においては、平成22年度までにおいても、授業参観の強化や分野別 F D 会議を増加させる等の方法で、授業の内容・方法に関する教員間における共通認識作りを図ってきた。しかしながら、他方で、具体的な授業内容策定、実施については、個々の科目の担当教員の裁量に委ねる面がないとはいえなかった。その意味で、共通認識が必ずしも個々の授業内容・方法に十分に反映されていなかった面は否定できず、そのような事情が、上記評価の背景に存在するものであるとの認識に至った。

(2) 新司法試験を巡る厳しい状況

周知のように、新司法試験を巡る状況は、合格者数が当初見込まれていた人数よりも厳しく抑制されていることもあり、厳しい状況が続いている。このような環境のなか、本法科大学院が入学希望者・在校生・社会のニーズに応え続けていくためには、より効果的な、より合理的な、より質の高い教育を可能とするカリキュラム・教育スキルの開発やそれを支えられる組織的取組みのあり方を模索し続けなければならないことは改めて言及するまでもないことである。

[静岡大学法科大学院の新司法試験合格実績]



	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
最終合格率(全体平均)	48.25%	40.18%	32.98%	27.64%	25.41%	23.54%
短答式合格率(全体平均)	80.54%	75.52%	74.33%	68.38%	70.72%	64.51%
静岡大最終合格率			11.76%	11.11%	16.22%	14.89%
静岡大短答式合格率			52.94%	41.67%	64.86%	48.94%
静岡大合格者数			2人	4人	6人	7人
最終合格率による順位			60位	54位	35位	32位

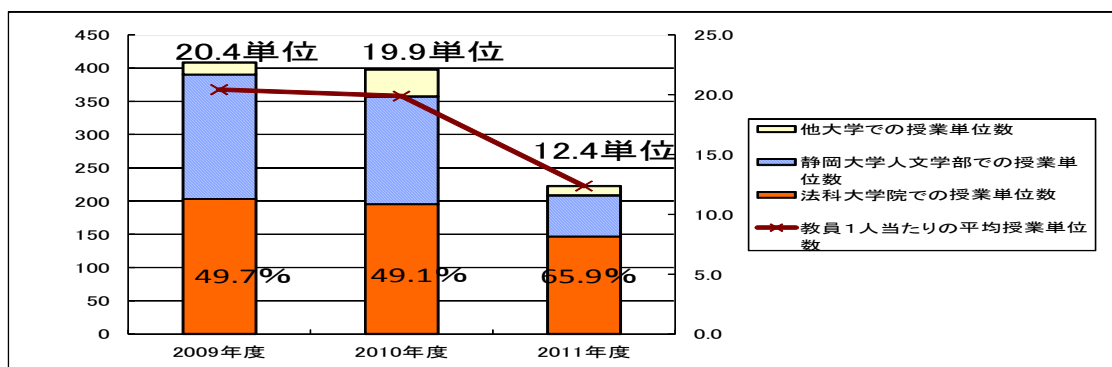
Ⅱ 平成23年度前期までに新たに実施した教育改善について

1. 教育充実にに向けた組織の体制整備・強化

(1) 兼担の完全解消

平成23年4月より人文学部（法学科）との兼担が完全に解消された。これにより，法科大学院専任教員の授業担当負担は大幅削減され（下記グラフ参照），法科大学院における教育によりいっそう集中して従事できる態勢を整えることができた。

[静岡大学法科大学院専任教員の授業担当負担内訳]



※2011年度において法科大学院での授業単位数が減少しているのは、兼担解消に伴い教員定員を2名削減（人文学部に委譲）したことによるものである。

## (2) FD実施体制の強化

### ①学修状況分析専門委員会の設置

在校生等の学修状況に関する情報の集約・分析を行い、在校生等の学修効率を向上させるため、以下の事項を所掌する学修状況分析専門委員会を発足させた。

- (a) 入学予定者事前学習指導及び学修到達度把握に関すること
- (b) 在学生の学修状況把握に関すること
- (c) 修了生の学修状況把握に関すること
- (d) その他研究科長から委任されたこと

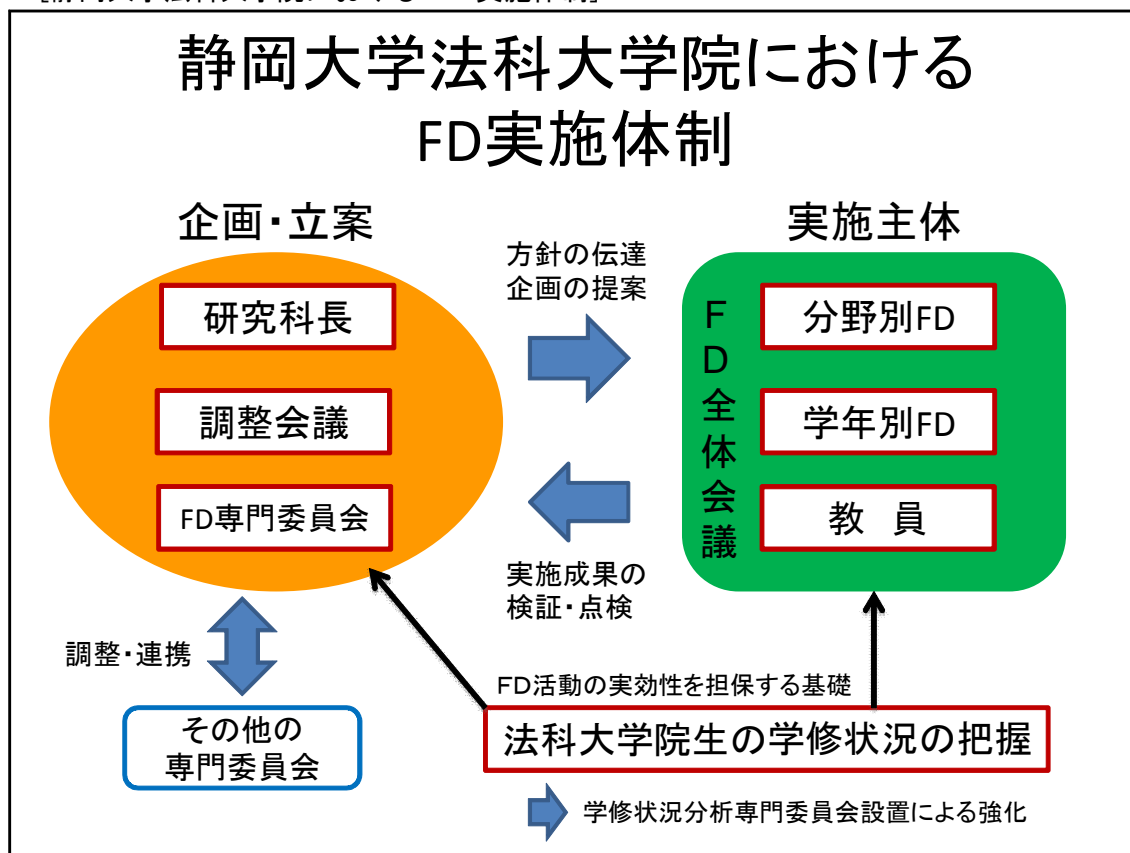
### ②FD専門委員会の組織強化

平成23年度は、FD専門委員3名のうち1名を教務専門委員会・学修状況分析専門委員会と兼務、1名を入試・広報専門委員会と兼務させ、FD活動に関する企画・立案・実施が円滑に行われるよう組織体制に工夫を講じた。

### ③在校生等の学修状況に関する情報収集の徹底

学修状況分析専門委員会が中心となり、在校生および修了生の動向に関する情報を集約し、それについて研究科委員会内で閲覧し、意見交換する等、即応的な学生対応並びにFD活動を支える基盤を強化した。

[静岡大学法科大学院におけるFD実施体制]



## 2. 授業内容・方法について教員間の共通認識を形成するための取り組み

### (1) 「到達目標」による授業マネジメントの強化

授業内容・方法についての教員間で共通認識を形成し、それを個々の授業内容・方法により明確に反映させるためには、その前提として、授業の可視化を徹底する必要がある。そこで、本年度は、本法科大学院専任教員が担当する法律基本科目および新司法試験選択科目の授業について、「到達目標」による授業マネジメントをより強化した。1月の指摘以降、これまでに実施された具体的な事項は以下の通りである。

#### ①法科大学院における学修プロセスの確認・見直し

法科大学院における3年間の学修プロセスをその基本から見直し、学修段階ごとに学生が到達していなければならない具体的な条件を確認した。

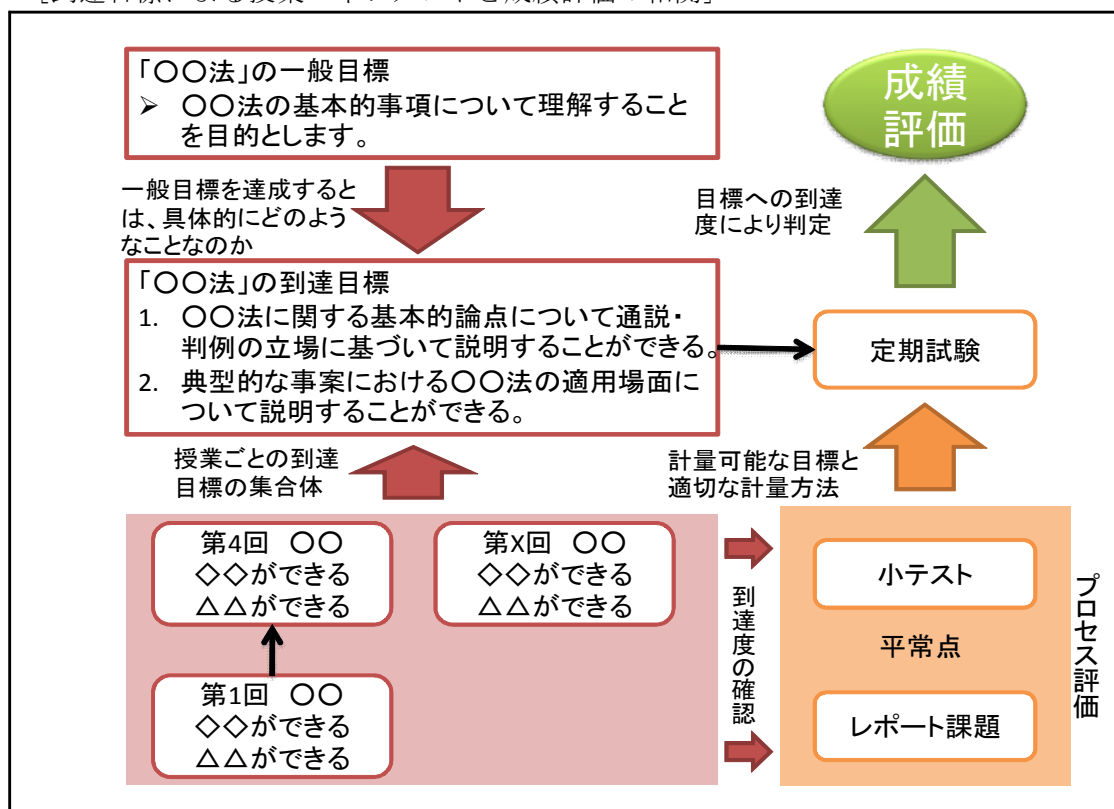
#### ②近接科目間における到達目標の調整・統一

たとえば、1年次に配当される民法科目のように、学修段階として共通の到達目標を設定すべき科目については、統一的な到達目標を設定し、さらには、近接科目における到達目標とも整合した到達目標が設定されるよう、教員間での協議を行った。

#### ③各授業回ごとの到達目標の設定

受講生に対する授業プロセスを可視化させ、受講生がそれぞれの科目における到達目標に到達することを助けるために、各授業回における細目的な到達目標を設定した。また、到達目標による授業マネジメントの実効性を担保するためにも、到達目標をレジュメ等に記載させ、学生に対する学修プロセスの可視化を徹底するようにしている。なお、これらの取り組みは、順次、他の科目でも採用していくものである。

[到達目標による授業マネジメントと成績評価の相関]



## (2) 教員授業参観実施の工夫・実施方法等の変更

法科大学院において抜本的な教育改善を達成し、教育改善のサイクルを持続可能なものとするためには、教員が自らが担当する授業科目だけではなく、他の教員が担当する授業科目について関心を有し、積極的にコミットする姿勢および教員が他の教員の授業内容・方法に関心をもち積極的にかかわることができるような雰囲気（FD活動を脅威と感じさせない雰囲気：自らの悪いところを矯正させられる授業参観から、他の教員の良いところを採り入れるための授業参観へ）を法科大学院内に醸成させていく必要がある。そこで、今年度の授業参観は、そのような機会・関係性を増大させることを目的に、今年度の授業参観を実施した。

具体的には、先だって実施された授業アンケート（中間）の結果をもとに、受講生からの評価が高いと思われる科目をモデル授業としてとり上げて参観を実施した。これは、受講生が到達目標に効果的・合理的に到達できる授業方法のあり方について、教員間において検討・議論するきっかけを提供することを狙ったものである。

## (3) 授業アンケート項目・実施方法の見直し

昨年度までの授業アンケートは、当該科目における受講生の（主観的・抽象的）満足度調査としての性格が強いものであったが、今年度からは、教員の授業管理・方法が設定された到達目標との関係で適切なものであったかということを受講生の視点から点検し、受講生と教員とが授業のあり方について対話をするきっかけを提供することを目的に実施することとした。具体的には、アンケート項目を見直した上で、アンケート結果の受講生へのレスポンスを今まで以上に徹底・強化した。

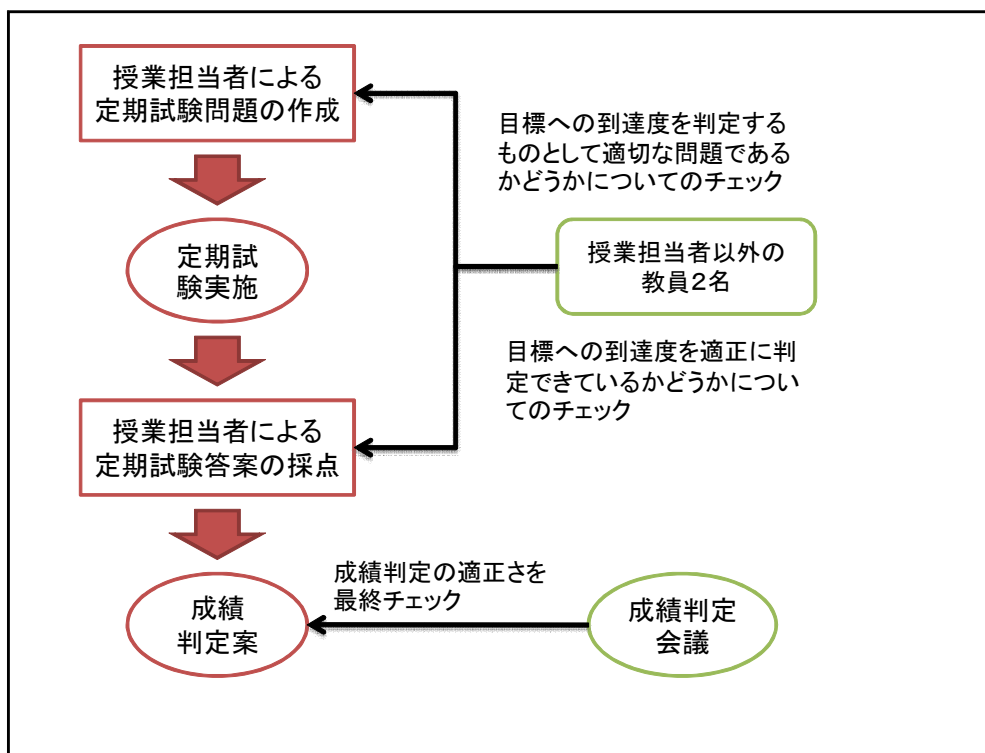
このように授業アンケートの実施方法を改善したことにより、授業の運営のあり方について教員と学生との間で対話を持つ機会を増やすことができた。また、この点にあわせて、アンケート結果をふまえ、教員間で授業内容・方法等について報告・連絡・相談する機会が増大し、学生へより迅速な対応が可能となった。

## 3. 教員間の共通認識のもとに厳正な成績評価を実施するための改善

これまで本法科大学院における成績評価は、それぞれの科目の担当教員に委ねていた。その点で、組織的・共通認識の下での成績評価がなされていなかった点は否めない。そこで、法科大学院が明確な責任をもって成績判定をする仕組み作りを行った。

### (1) 定期試験問題・採点および成績判定に関するチェック体制の整備

具体的には、(i) 定期試験の問題作成、(ii) 定期試験の採点、(iii) 成績判定の場面において、授業担当者以外の教員もしくは研究科委員会によるチェックがなされる仕組みを構築し、関連する内部規則・規程を改正・制定し、本年度は、本法科大学院専任教員が担当する法律基本科目および新司法試験選択科目の授業について、前期学期末試験から施行した（規則・規程の整備中であった平成22年度後期学期末試験および平成23年度前期中間試験は、この方法に準拠する方法で、定期試験を実施・採点し、成績判定を行った）。



## (2) 成績評価基準の共通化・明確化

成績評価基準は、「当該授業における到達目標に対する到達度を問うものとして設定されるべき」であり、そうだとすれば、それは「当該授業の目的・内容・その授業方法に応じて設定されるべきである」との前提に立ち、授業の種別（性質）に応じて、成績評価項目等の調整を以下のように行った。

### ① 成績評価における定期試験と平常点の割合

(i) 講義系授業科目（法律基本科目）

→定期試験70%・平常点30%

(ii) 講義系授業科目（法律基本科目以外）

→定期試験70～90%・平常点10～30%

(iii) 演習系授業科目……定期試験50～80%・平常点20～50%

### ② 平常点の評価要素の共通化

平常点の算定要素につき、近接科目間での統一・調整を行った。

#### 【具体例】

(i) 1年生配当法律基本科目（憲法，民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ，刑法Ⅰ・Ⅱ）の場合

・小テスト …… 15%

・課題（レポート等） …… 15%

（・定期試験（中間試験・期末試験） …… 70%）

(ii) 総合民事法演習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）及び総合刑事法演習（Ⅱ・Ⅲ）の場合

・授業における発言内容 …… 10%

・提出課題による評価 …… 30%

（・定期試験（中間試験・期末試験） …… 60%）

#### 4. 就職支援（キャリアプラン教育）の強化・充実

①法曹資格の取得後の弁護士事務所への就職支援，②依頼人とのコミュニケーション能力の涵養，③演習科目等の学習効率を向上させること，④法曹以外の進路志望をとる者への支援を目的に，外部の専門事業者に依頼し，就職準備等を念頭においた法科大学院生の基礎的コミュニケーション能力を向上させることを狙ったキャリアプラン教育を実施した（平成23年4月23日，5月14日）。それに加え，在学生の希望に応じて進路に関する個別面談・相談を実施している。

### Ⅲ 平成23年度後期に実施することが決定している教育改善

#### 1. 授業計画立案（到達目標設定）のガイドライン作り

既に一部の作業については、前期においても分野別FD会議等を通じて実施してきたことではあるが、今秋以降に行われる来年度の授業計画の作成作業にあたっては、これらの作業の共有化をさらに強化・徹底する。後期の適宜の時期までにシラバス作成・到達目標設定のためのガイドラインを作成し、授業マネジメントをPDCA循環サイクルにのせられるような仕組み作りをさらに徹底する。



## 2. 学修支援の強化 ー弁護士チューター制度の導入ー

今年度（後期）から、弁護士チューター制度を強化する。この弁護士チューター制度は、①学習支援チューター制度、および②司法試験選択科目学習支援チューター制度の2つからなる。

①学習支援チューター制度は、新司法試験受験に向けてより一層のレベルアップを図りたいという学生を対象に、弁護士チューターがアドバイザー的な役割を果たすものである。この①については、現在、静岡県弁護士会法科大学院バックアップ委員会との間で実施に向けて調整を進めている。

②司法試験選択科目学習支援チューター制度は、司法試験選択科目のうち、専任教員が担当している労働法・倒産法以外の科目（具体的には、受験希望者のいる知的財産法）の受験を希望する学生を対象に、弁護士チューターがアドバイザー的な役割を果たすものである。この②については、静岡県内には適任者がいなかったため、東京から弁護士1名を招聘し、10月以降隔週で実施することになっている。

## IV 残された課題

### 1. さらなる教育改善を進めるための基盤整備（ポジティブな循環サイクルを作る）

本年1月の中央教育審議会法科大学院特別委員会による指摘を受け、本法科大学院においても、上記までに示してきた組織としての取り組みとは別に、個々の教員間で積極的に授業の内容・方法について、報告・連絡・相談できる雰囲気が次第に醸成されつつある。今後は、これらの雰囲気をさらなる改善に繋がる具体的な取り組みへと整備していくことが重要な課題であるが、さしあたりの作業として、既に、教員が個別に行っている様々な教育上の工夫について調査・検討を行い（たとえば、在校生・修了生から支持されている授業における工夫を普遍化できないか等の検討等）、それに基づいて、今後さらなる授業改善としてどのような方法・工夫を採りうるかという点について協議・認識を深めていく必要がある。

### 2. 静岡弁護士会等の関連諸団体との連携強化

新司法試験が当初の制度設計とは相反して競争試験としての色彩を強めていこうとしている状況において、地方・小規模の法科大学院は、様々な条件面で不利であることは否めない。しかしながら、他方では、地方・小規模の法科大学院だからこそ、県弁護士会や地方自治体・地域企業等との関係を強めながら、「地域を理解し地域に根付く弁護士を地域全体で養成する体制」をさらに整備・強化していくことで、きめ細やかな教育を行えるよう、今後も努めていかねばならない。

以 上